

永 平 寺 町
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画
(ごみ処理基本計画)

平成25年3月

永平寺町

目 次

I	計画の基本的事項	1
	第1節 計画策定の背景	1
	第2節 計画の基本的事項	2
II	ごみ処理の現状と課題	4
	第1節 本町の概況	4
	第2節 ごみ処理の現状	7
	第3節 上位計画・関連計画	17
	第4節 現状における課題	19
III	ごみ処理基本計画	20
	第1節 基本方針	20
	第2節 総排出量および処理量等の予測値と目標値	22
	第3節 ごみの減量化・再生利用計画	25
IV	計画の推進	30
	第1節 計画の周知	30
	第2節 計画の進行管理	30

永平寺町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

発行日：平成 25 年 3 月

発行：永平寺町

編集：永平寺町環境課

〒910-1192

福井県吉田郡永平寺町松岡春日 1-4

電話番号：0776-61-3946

FAX 番号：0776-61-3464

I 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

高度経済成長は、現在の豊かで便利な生活を支えてきましたが、一方で大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、環境に多大な影響を与えてきました。

近年は、国民の環境への意識が高まりつつあり、ごみ減量をはじめとした循環型社会の実現に向けた取組も見られるものの、自然環境破壊や地球温暖化、世界的な資源の枯渇や食料不足など、地球環境の悪化は一層深刻なものとなっています。今後は、従来の社会経済システムを見直し、地球環境に対する負荷の低減や限りある天然資源の消費抑制、これまで使われてこなかった未利用資源の活用などにより、持続可能な社会づくりを進めていくことが求められています。

このような情勢の中、国は、平成12年度に循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。また、平成12年6月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し、都道府県ごとに一般廃棄物および産業廃棄物の削減目標や主体別の役割を定めた「廃棄物処理計画」の策定を義務付けました。これを受け、福井県においても平成14年3月に「福井県廃棄物処理計画」を策定しており、平成18年3月及び平成23年3月には計画内容の見直しを行っています。

本町においては、平成18年2月の3町村合併により、松岡町・永平寺町・上志比村が永平寺町として新たなスタートをきり、廃棄物行政についても旧3町村それぞれの取組の一本化を進めてきました。その結果、平成24年度より旧町村でのごみ分別区分・収集体制などを統一いたしました。

町村合併から7年目となりますが、今後の本町の環境行政は、循環型社会の形成に向けて、ごみ排出量の減量化とともに更に分別収集の徹底とごみの資源化を促進する必要があります。このため、本計画は、廃棄物行政に係る様々な問題について、長期的・総合的な視点に立って検討を行い、効率的な廃棄物収集・運搬体制を構築していく必要があります。そして、町民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理・処分を推進することが求められています。

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、永平寺町で発生する一般廃棄物についての発生量を把握・予測するとともに、ごみ減量の推進・廃棄物処理体制の見直しなど下記の4つの課題に対応することを目的とします。このため、町民・事業者・行政が一体となった排出削減および再資源化に向けた方策、効率的な廃棄物処理体制、普及啓発に向けた取組の方向性を明確にすることにより、環境負荷の少ない循環型社会の構築並びに効率的かつ適正な廃棄物の処理・処分に資することを目的とします。

【計画の課題】

- ① 町内で発生する一般廃棄物の発生量の把握・予測
- ② 排出削減・再資源化に向けた方策の検討（3Rの推進）
- ③ 多様な町民ニーズに対応したごみ収集システムの構築
- ④ 合理的なごみ処理方策の選択

2. 計画対象地域

本計画は、永平寺町全域を対象とします。

3. 計画の目標年度

本計画の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。また、中間目標年度を5年後の平成29年度とし、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮した上で、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、随時、計画内容の見直しを行うものとします。

4. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりです。

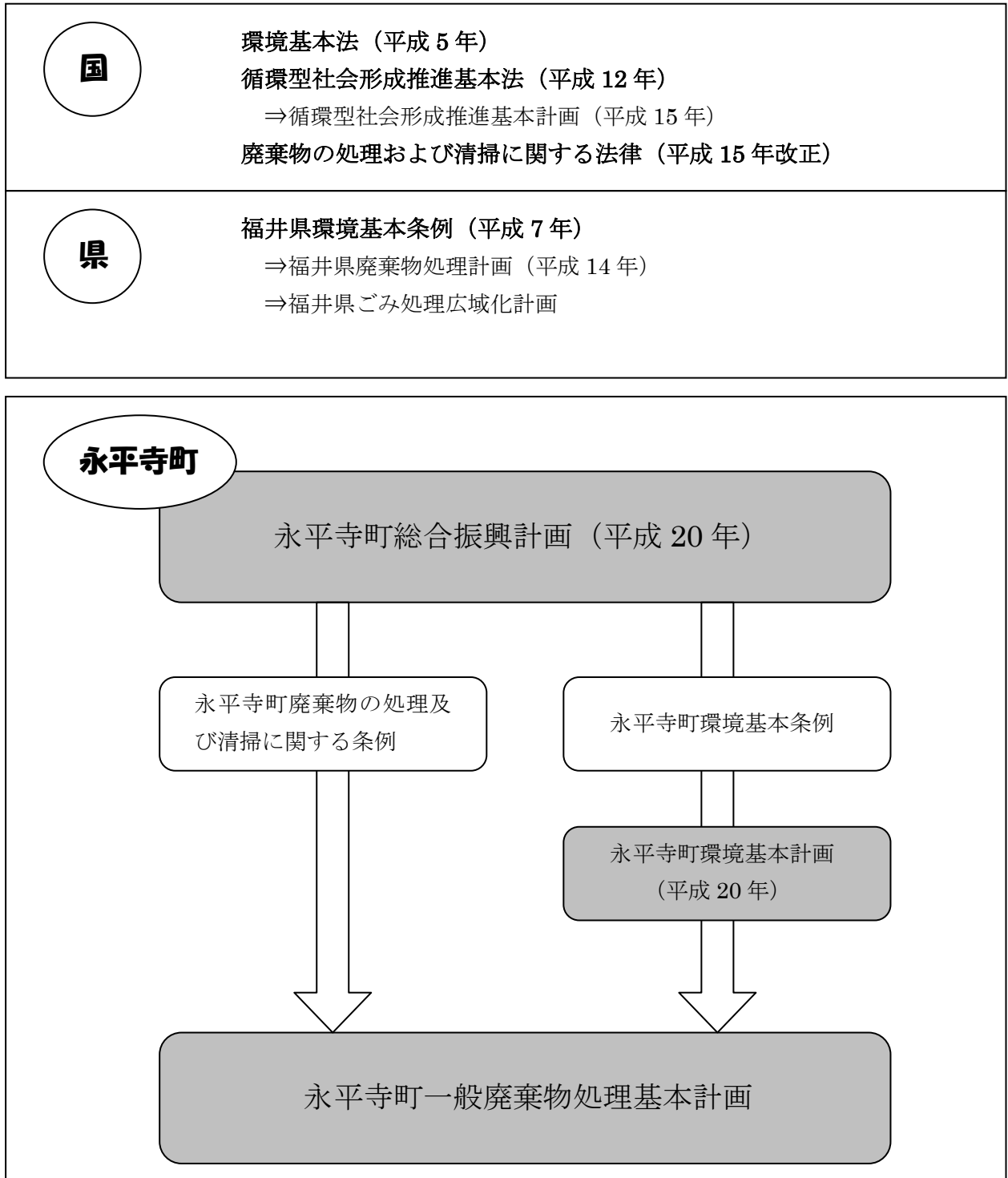


図 1-1 計画の位置づけ

II ごみ処理の現状と課題

第1節 本町の概況

1) 位置・地勢

本町は、福井県の北部に位置し東は勝山市、西及び南には福井市、北は坂井市に接しています。町域の中央を東西に県内最大の河川である九頭竜川が流れ、また北部には標高 1,053m の浄法寺山を頂点として山々が連なっています。町内には、九頭竜川と並行して国道 416 号線とえちぜん鉄道（勝山永平寺線）が走っています。西端には、北陸自動車道が南北に通っており、福井北インターチェンジが福井市との境になっています。



図 2-1 永平寺町の位置

2) 人口・世帯数

本町の平成 22 年の人口は 20,647 人（国勢調査）で、平成 2 年に比べて 1,260 人（6.5%）増加していますが、平成 12 年からの 10 年間では、535 人（2.5%）減少しており、今後はゆるやかな減少傾向が続くと考えられます。

また、世帯数では平成 22 年が 7,217 世帯で、平成 2 年に比べて 2,058 世帯（39.9%）増加しており、核家族化や都市化が進んでいることが伺えます。

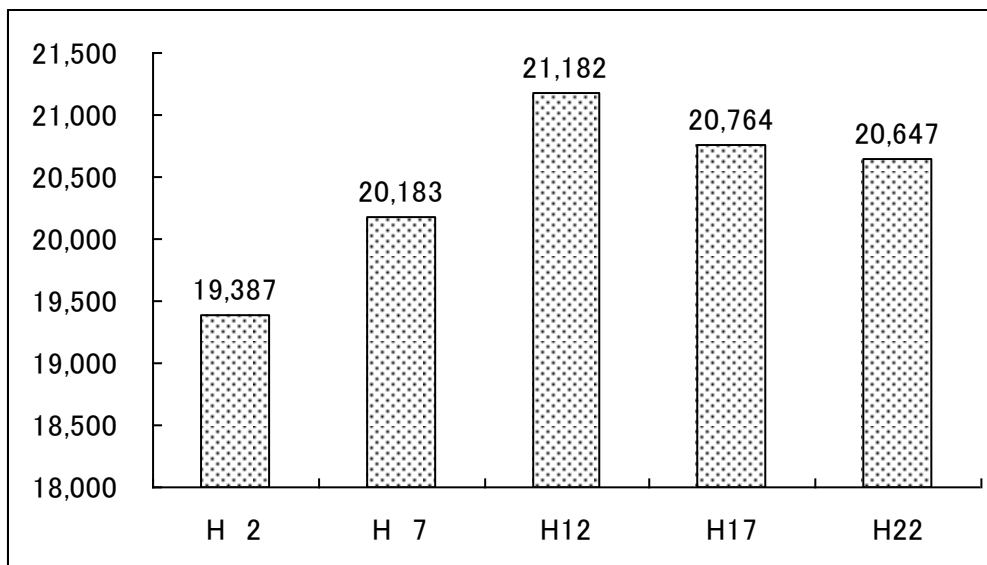


図 2-2 人口の推移

資料：国勢調査

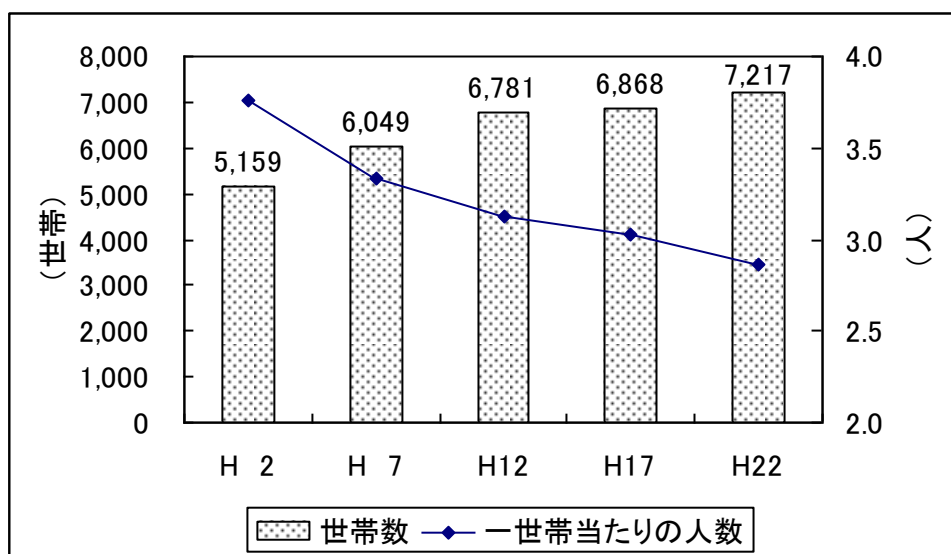


図 2-3 世帯数の推移

資料：国勢調査

3) 人口動態

自然動態では、近年は死亡数の方が出生数よりも多くなっており、その差が大きくなっている傾向にあります。社会動態では、近年は転出が転入を上回っています。このようなことから、今後も人口の減少傾向が続くと考えられます。

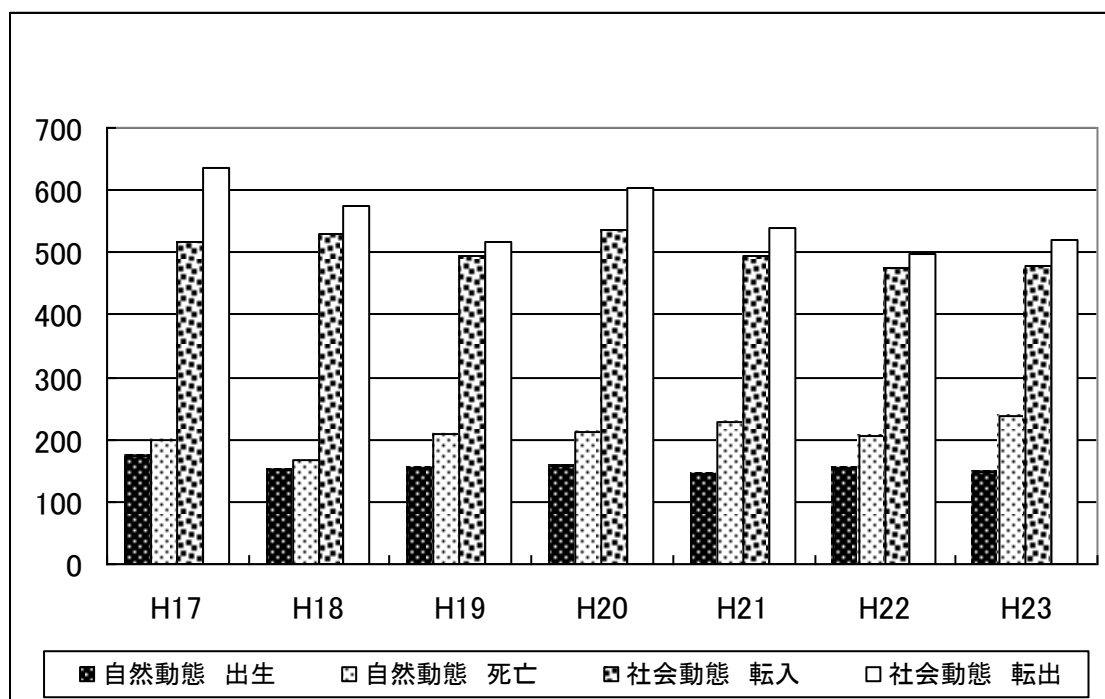


図 2-4 人口動態の推移

資料：永平寺町資料

4) 産業別就業人口

平成 22 年の就業人口は 10,070 人で、総人口の 48.8%を占めています。経年的には第 1 次産業、第 2 次産業が減少、第 3 次産業が増加しており、産業構造の高次化が進展しています。平成 2 年に比べて、第 1 次産業は 443 人 (59.5%)、第 2 次産業は 1,506 人 (35.5%) 減少しており、第 3 次産業は 1,350 人 (23.8%) 増加しています。福井県全体と比較すると、第 1 次・第 2 次産業に占める割合がわずかに低く、第 3 次産業に占める割合がわずかに高くなっています。

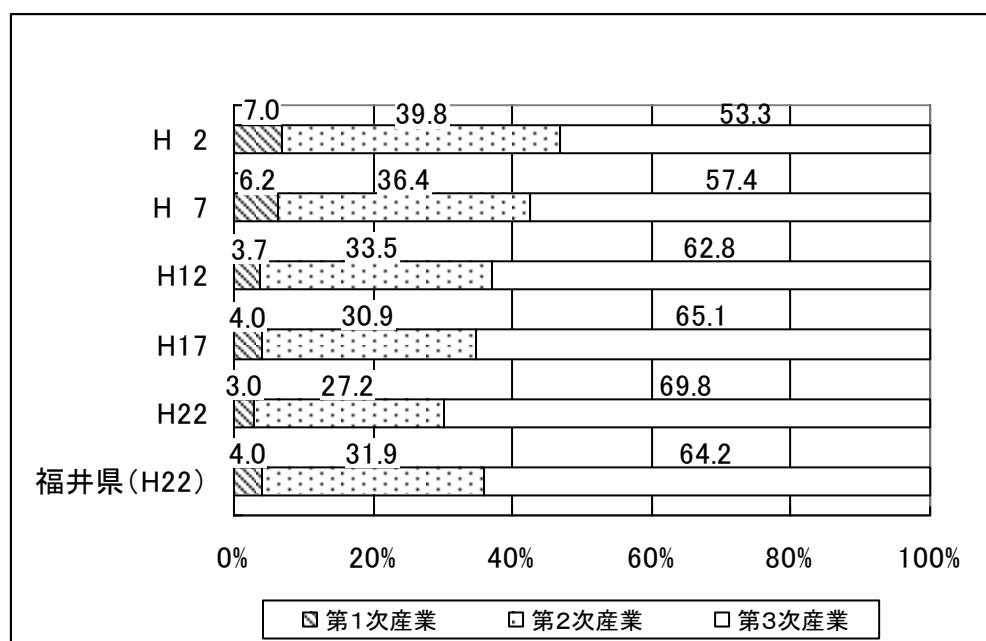


図 2-5 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査

第2節 ごみ処理の現状

1) ごみ処理体系

本町では、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては、広域圏清掃センターに搬入し、焼却または破碎処理を行った後、残渣を広域圏最終処分場で埋立処分しています。

資源ごみのうち、空きビンや蛍光灯、有害ごみのスプレー缶、乾電池は、一旦広域圏清掃センターに搬入した後、民間事業者へ委託してリサイクル処理を行っています。空き缶、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、紙パック、新聞・ダンボール・雑誌・チラシは、民間事業者が直接回収しリサイクルを行っています。

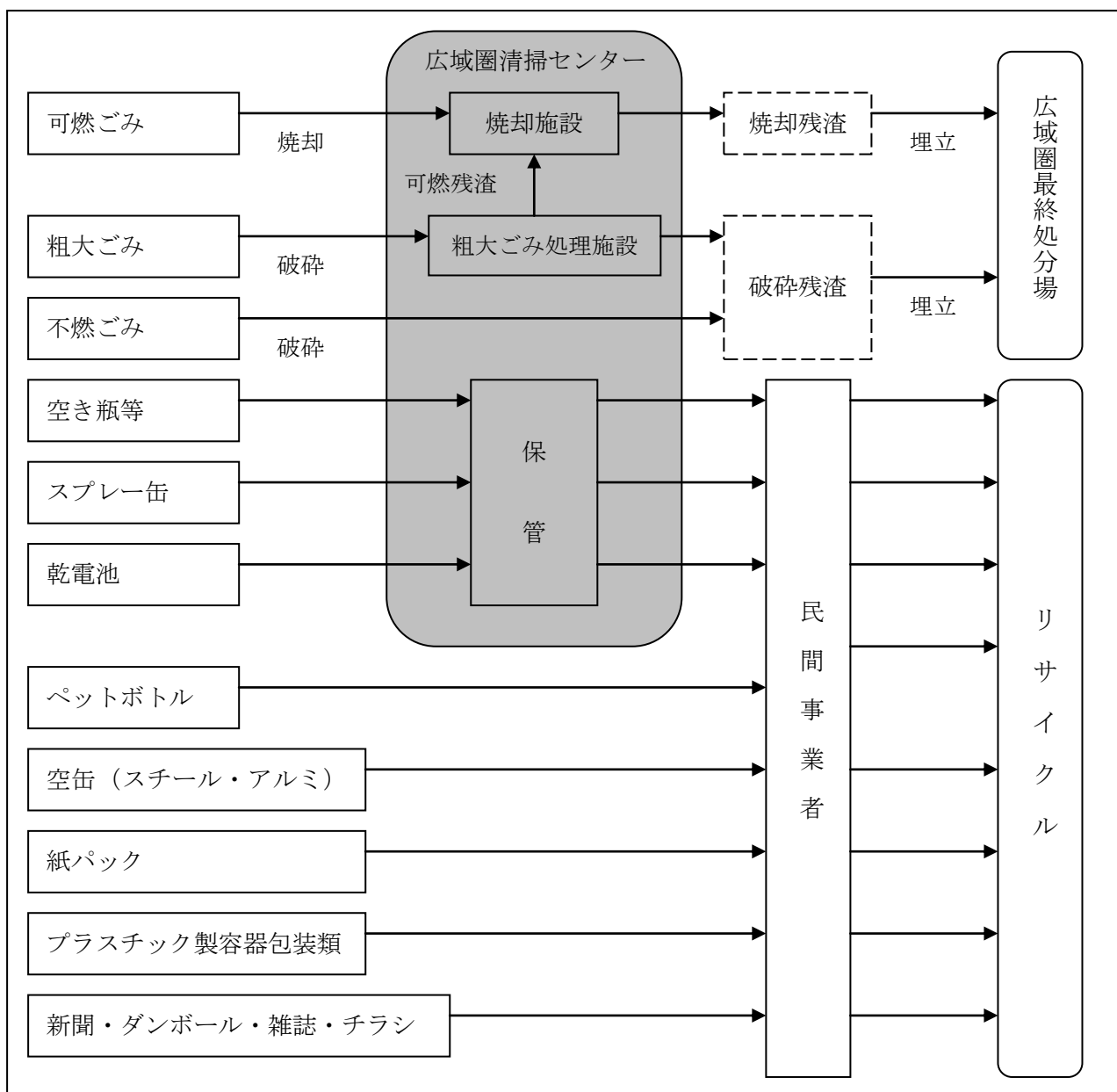


図 2-6 ごみ処理体系のフロー図

2) ごみ分別区分

本町のごみ分別区分は表 2-1 に示すとおりであり、合併後も旧町村で異なっていた分別区分や排出方式は、平成 24 年 4 月から全町統一化がなされました。

現在 18 区分に細分化されています。

表 2-1 ごみ収集における分別区分

大区分	小 区 分	
可燃	もやせるごみ	
不燃	もやせないごみ	
資 源 ご み	空き缶	
	び ん 類	白びん
		茶びん
		青緑びん
		黒びん
	紙 類	新聞
		ダンボール
		雑誌・チラシ
		紙パック
	ペットボトル	
	プラスチック製容器包装類	
	蛍光管等	
	有害 ごみ	乾電池類
スプレー缶		
使い捨てライター		
その他	粗大ごみ	

3) 収集・運搬体制

家庭系ごみの分別区分や収集回数、排出方式、収集場所などは、合併前の収集方式が継承され、地域ごとに異なる形態での収集・運搬が実施されていましたが、平成 24 年 4 月から、表 2-2 に示すとおりに統一化されました。

不燃ごみは、拠点回収・コンテナ方式で収集しています。

表 2-2 収集・運搬の方式

大区分	小区分	排出方式	収集回数	収集場所	
可燃	もやせるごみ	指定袋	2回/週	ステーション	
不燃	もやせないごみ	コンテナ	2回/月	拠点	
資源 ごみ	空き缶	ネット	2回/月	拠点	
	びん 類	白びん	コンテナ	2回/月	拠点
		茶びん			
		青緑びん			
		黒びん			
	紙 類	新聞	紙ひも	数回/年	集団回収
		ダンボール			
		雑誌・チラシ			
		紙パック	ネット	2回/月	拠点
	ペットボトル	ネット	2回/月	拠点	
プラスチック製容器包装類	指定袋	1回/週	ステーション		
蛍光灯等	コンテナ	2回/月	拠点		
有害 ごみ	乾電池類	コンテナ	2回/月	拠点	
	スプレー缶				
	使い捨てライター				
その他	可燃性粗大ごみ	持ち込み	2回/年	地区指定	
	金属製粗大ごみ				

4) ごみ総排出量

本町のごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源集団回収量）は、平成 17 年度までは増加傾向にあったものの、平成 18 年度に減少に転じて以来、平成 22 年度までの 5 年間は減少傾向にありました。しかし、平成 23 年度再び前年度に比べ 135 t／年（2.4%増）の増加となっており、近年は 5,500～5,600 t／年台で推移しています。

町民一人が 1 日に排出するごみの量は 770 g／人・日前後で推移しており、福井県および全国平均に比べて少なくなっています。地区ごとでは、松岡地区が 880 g／人・日前後、永平寺地区が 680 g／人・日前後、上志比地区が 610 g／人・日前後で推移しており、地区によって排出量に差が見られます。これは、松岡地区では事業所ゴミの量が多いことや村部での生ごみの自家処理によるものと推測されます。

表 2-3 ごみ総排出量

実績年度	総人口 (人)	ごみ総排出量				1人1日当りの排出量 (g／人・日)
		計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	
H13	20,502	4,922	273	615	5,810	776
H14	20,470	4,952	239	643	5,834	781
H15	20,387	4,991	249	919	6,159	828
H16	20,310	4,894	253	892	6,039	812
H17	20,175	4,913	252	936	6,101	829
H18	20,053	4,994	218	751	5,963	815
H19	19,966	4,838	210	782	5,830	800
H20	19,889	4,687	215	689	5,591	768
H21	19,785	4,681	214	656	5,551	769
H22	19,702	4,691	214	626	5,531	769
H23	19,608	4,805	259	602	5,666	792

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

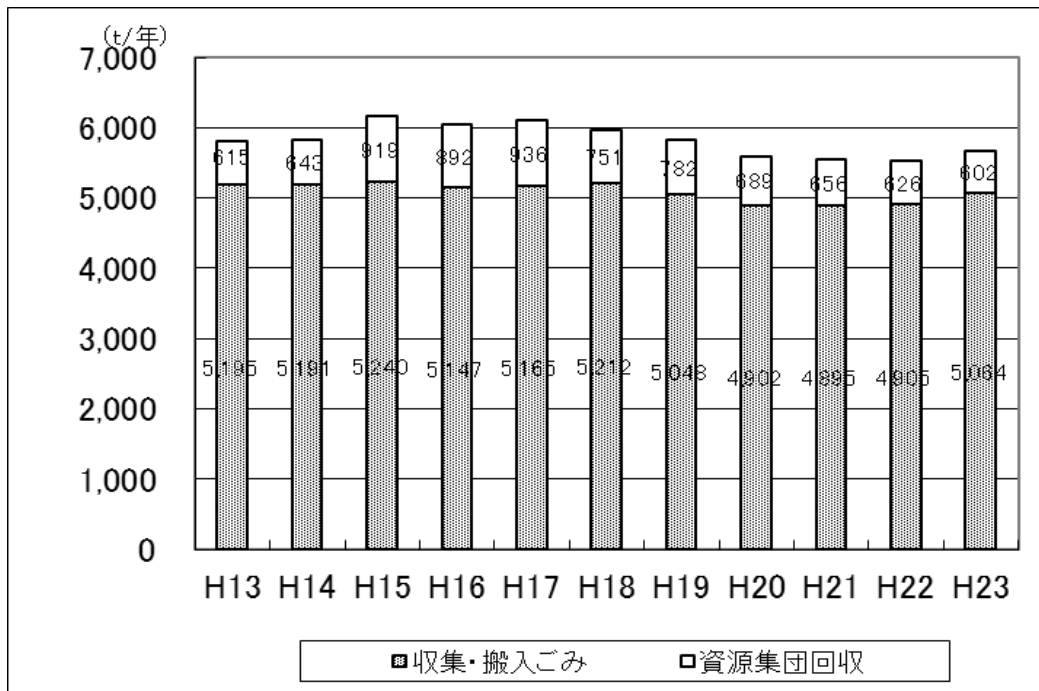


図 2-7 ごみ総排出量

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

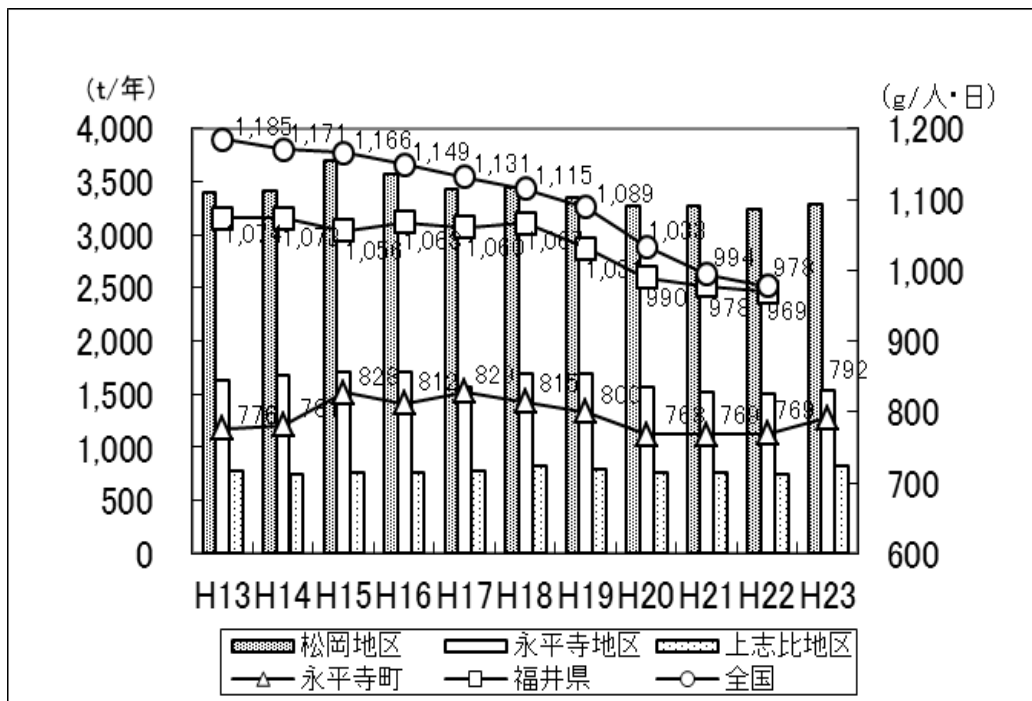


図 2-8 1人1日平均排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

5) 区分ごとの排出量

可燃ごみは平成 19 年度までは微増傾向にありましたが、平成 20 年 4 月からプラスチック製容器包装の分別収集が始まったことにより、241 t/年（5.5%減）の減量となっています。その後は微増傾向で推移しています。

資源ごみはこの 10 年間ほぼ横ばいで 900~1,000 t/年で推移しています。平成 15 年度から平成 17 年度が高いのは資源集団回収量の増によるものです。

不燃ごみは年々減少傾向にありますが、粗大ごみは変動が大きいことがうかがえます。

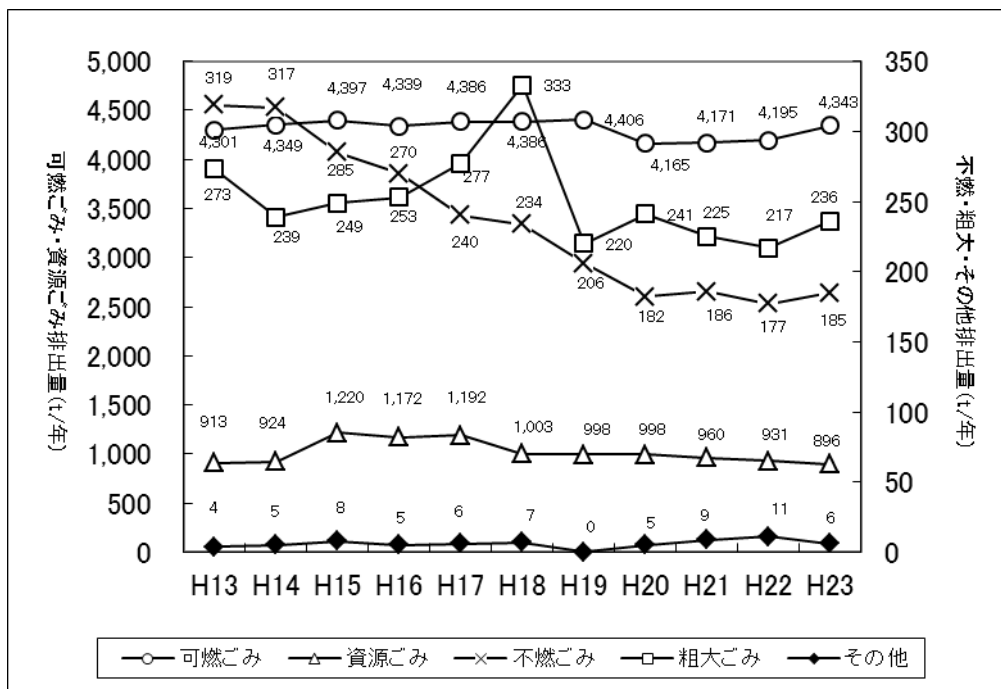


図 2-9 分別区分ごとのごみ排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

6) 中間処理施設

本町は、福井市・坂井市・あわら市との3市1町で広域共同事業としてごみの共同処理を行っています。

本事業では、昭和47年度にあわら市笹岡に清掃センターを建設し、昭和48年に破碎(粗大ごみ)処理施設が、昭和49年に焼却施設が操業を開始しました。その後、施設の老朽化により、新清掃センターおよび最終処分場の整備を行い現在に至っています。

【福井坂井地区広域町町村圏事務組合清掃センターの概要】

- ・所在地 あわら市笹岡 33-3-1
- ・敷地面積 20,200 m²
- ・施設規模 焼却炉 74 t/24 h × 3 基=222 t
粗大ごみ処理施設 90 t × 5 h × 1 基=90 t
- ・構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て
- ・焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉
- ・破碎機形式 回転式破碎機
- ・公害防止装置 乾式有害ガス除去装置 ろ過式集塵機
- ・燃焼ガス冷却 自然循環ボイラー (ハーフボイラー) + 水噴射ガス冷却

【福井坂井地区広域町町村圏事務組合最終処分場の概要】

- ・所在地 あわら市御簾尾、矢地、笹岡地係
- ・敷地面積 41,300 m²
- ・埋立容積 231,000 m³
- ・埋立期間 15年間
- ・埋立廃棄物 焼却残渣、破碎残渣
- ・遮水壁規模 壁長 201.6m
- ・浸出水調整池 容量 9,700 m³
- ・洪水調整池 容量 19,100 m³
- ・浸出水処理施設
 設備規模 鉄筋コンクリート造
 処理能力 200 m³/日
 処理方式 C a 除去処理、生物処理 (酸化・硝化・脱窒) + 凝縮沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭 + 減菌

7) 処理・処分量の実績

福井坂井広域市町村圏事務組合清掃センターにおける処理・処分量の実績を図 2-10、図 2-11 に示します。これによりますと、直接焼却量が 4,400 t/年前後から 4,300t/年前後に、粗大ごみ（破碎）処理量が 500 t/年前後から 400 t/年前後と減少傾向であるのに対し、資源化量は 260 t/年前後から 330 t/年前後に増加傾向にあります。

また、焼却残渣の埋立処分量は 700 t/年前後で、最終処分量の約 97%を占めており、近年増加傾向にあります。一方、破碎処理後の処理残渣量は減少傾向にあり、平成 23 年度は 15 t/年となっています。

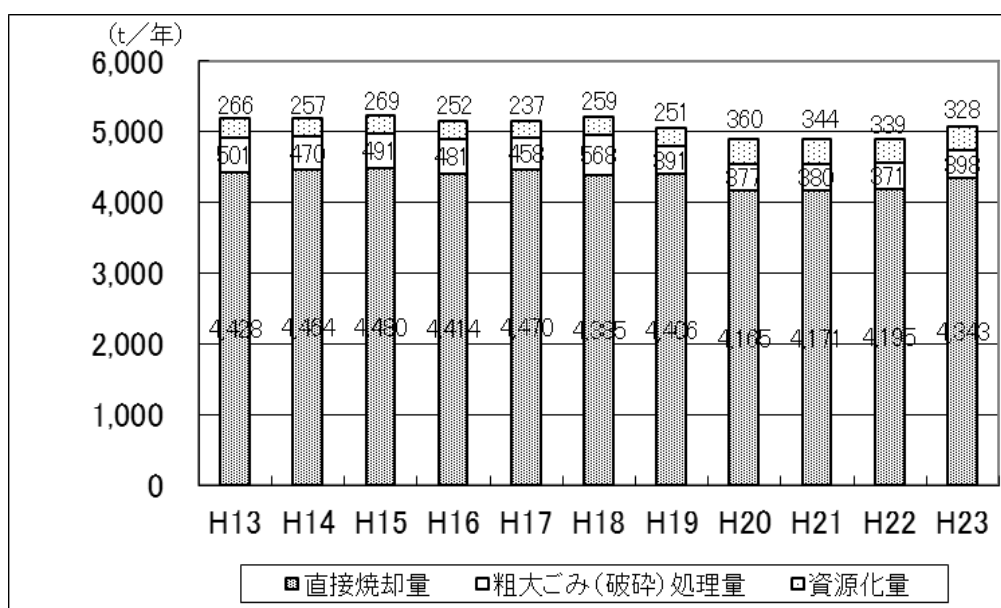


図 2-10 ごみ処理量の推移 資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

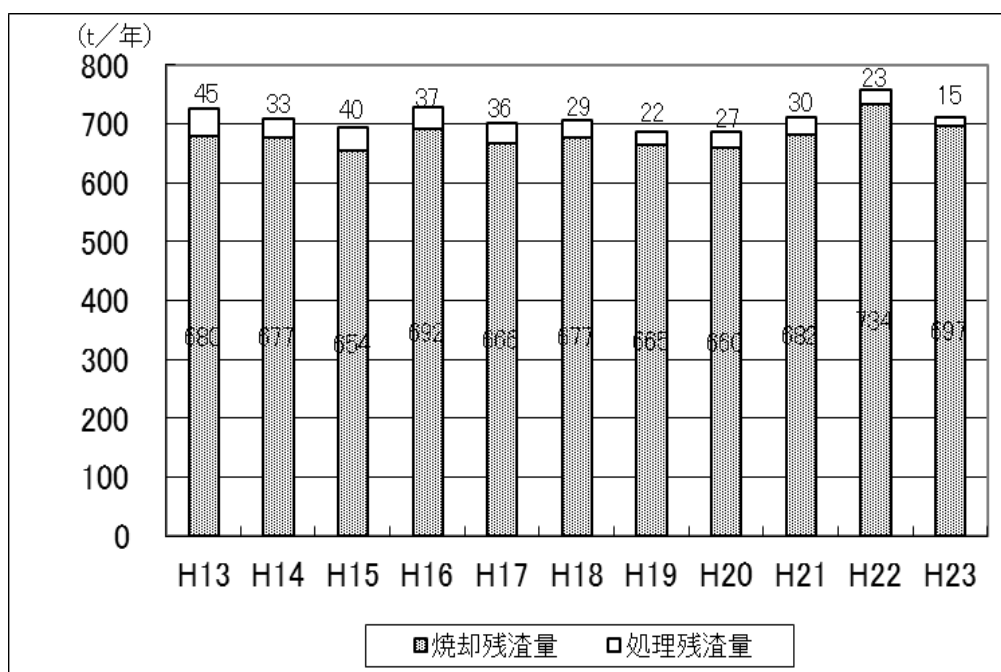


図 2-11 最終処分量の推移 資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

8) リサイクル率の推移

本町のリサイクル率は概ね 20%前後で推移してきましたが、近年低下傾向にあります。収集方法別のリサイクル量では、集団回収が 6 割以上を占めており、そのほとんどが紙類です。また、平成 20 年度からプラスチック製容器包装の分別が始まり、中間処理後再生利用の量が増加しています。

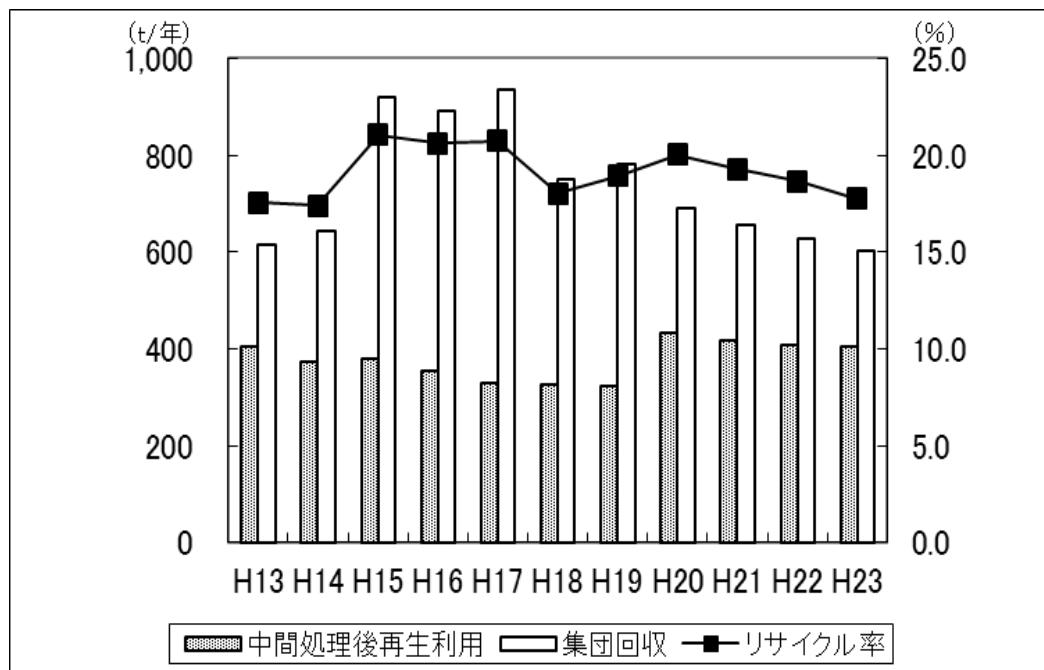


図 2-12 収集方法別のリサイクル率の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

表 2-6 ごみ総排出量とリサイクル率の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

実績年度	総人口 (人)	ごみ総排出量				1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	中間処理後再生利用 (t)	リサイクル率 (%)
		計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)			
H13	20,502	4,922	273	615	5,810	404	17.5	
H14	20,470	4,952	239	643	5,834	372	17.4	
H15	20,387	4,991	249	919	6,159	377	21.0	
H16	20,310	4,894	253	892	6,039	353	20.6	
H17	20,175	4,913	252	936	6,101	329	20.7	
H18	20,053	4,994	218	751	5,963	324	18.0	
H19	19,966	4,838	210	782	5,830	321	18.9	
H20	19,889	4,687	215	689	5,591	430	20.0	
H21	19,785	4,681	214	656	5,551	415	19.3	
H22	19,702	4,691	214	626	5,531	406	18.7	
H23	19,608	4,805	259	602	5,666	403	17.7	

$$\text{リサイクル率 (\%)} = (\text{集団回収量} + \text{中間処理後再生利用}) / \text{ごみ総排出量}$$

9) 処理費用の実績

平成 19 年度から平成 22 年度のごみ処理経費の推移を表 2-7 に示します。

ごみ処理経費は、年々増加しておりましたが、平成 23 年度で再び減少しています。人口一人当たりの経費やごみ 1t 当たりの経費でも、平成 22 年度までは年々増加していましたが、平成 23 年度では平成 20 年度の水準を下回っています。

※ ごみ処理経費は、次の費用を示しています。

- ・ 人件費 ……ごみ処理に係わる町職員人件費
- ・ 委託費 ……収集運搬から最終処分までの処理委託に要する費用
- ・ 組合分担金 ……福井坂井広域市町村圏事務組合への分担金
- ・ その他 ……その他上記に含まれない費用

表 2-7 ごみ処理経費の推移

区分	単位	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
人件費	千円	3,782	3,764	3,672	3,623	3,592
委託費	千円	75,666	83,349	82,621	79,017	77,502
組合分担金	千円	87,868	90,865	90,963	106,202	93,187
その他	千円	6,517	6,251	6,187	6,097	5,408
経費 計	千円	173,833	184,229	183,443	194,939	179,689
人口	人	19,966	19,889	19,785	19,702	19,608
1人当たり経費	円/人	8,706	9,263	9,272	9,894	9,164
ごみ排出量	t	5,830	5,591	5,551	5,531	5,666
ごみ 1t 当たり経費	円/t	29,817	32,951	33,047	35,245	31,714

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

第3節 上位計画・関連計画

1) 循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）

計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、循環型社会のあるべき姿についてイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国およびその他の主体の取組の方向性を示しています。

平成20年3月に閣議決定した第2次循環型社会形成推進基本計画では、国民、事業者、NPO/NGO、大学、地方公共団体、国等のすべての主体が相互に連携することで循環型社会の形成に向けた取組を進めるため、以下に示す8つの取組を総合的に進めていきます。

- ① 低炭素社会づくりや自然共生社会づくりとの統合的取組
- ② 「地域循環圏」の形成推進
- ③ 3Rに関する国民運動
- ④ グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興
- ⑤ 発生抑制を主眼とした、3Rの仕組みの充実
- ⑥ 3Rの技術とシステムの高度化
- ⑦ 情報把握と人材育成
- ⑧ 国際的な循環型社会の構築

2) 福井県廃棄物処理計画（平成23年3月策定）

平成18年3月に策定された「福井県廃棄物処理計画」では、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理等を推進してきました。今回は、環境への負荷が低減される循環型社会づくりをさらに推進していく具体的な行動計画として策定したものです。計画の期間を平成23年度から27年度までの5年間とし、「1人1日あたり100gのごみ減量化」を行うことで、1人1日あたりのごみ総排出量840gを目標として掲げているほか、リサイクル率25.7%などの目標を掲げ、その実現に向けて各種減量化方策を示しています。

目標の期間：平成23年度～平成27年度（5年間）

目標年度：平成27年度（2015年度）

3) 永平寺町環境基本計画（平成 20 年 3 月策定）

永平寺町環境基本計画は、目標年度を平成 29 年度とし、環境未来像として「禅の心が息づく 緑と清流のまち えいへいじ」を掲げ、その実現に向けて永平寺町の環境保全施策の方向性、町民、事業者、町の各役割を示したものです。環境未来像の実現に向けて、基本目標は 4 つの視点（“人づくり”、“循環型社会・地球環境”、“地域環境資源”、“生活環境”）で構成し、16 の基本施策に基づいて取組みを進めています。

特に、基本目標の「禅」「循環型社会・地球環境」については、ごみの分別収集の促進、廃棄物発生量の削減、リサイクルの推進などの取組みを掲げています。

基本目標 :

禅

＜循環型社会・地球環境＞

私たちは暮らしに“禅の心”を取り入れます
「資源の大切さや物のありがたさを感じ、無駄を省く」
ことから、資源の節約、リサイクル、公共交通機関の
利用促進を図ります。

基本施策 :

- ごみの分別収集の促進
- 廃棄物発生量の削減
- リサイクルの推進
- 水の有効利用
- 地球温暖化の防止
- 公共交通機関の利用促進

第4節 現状における課題

永平寺町のごみ処理の現状及び国や県の動向を踏まえ、現状における課題を整理します。

1) ごみ排出量の削減に向けた取組みの推進

永平寺町のごみ排出量は、平成22年度では5,531 tで人口1人1日当たりでは769 g／人・日となっています。これは、福井県(969 g／人・日)や全国(978 g／人・日)と比較した場合、十分少ない排出量となっています。また、全国の人口規模1万～3万人の市町村(882 g／人・日)と比較しても少ない排出量となっています。

しかし、福井県廃棄物処理計画で定めたごみ排出量の目標値が840 g／人・日、永平寺町環境基本計画における町民一人当たりのごみ排出量の目標値が690 g／人・日となっていることから、今後のごみ排出量の削減に向けた取組みを推進することが必要です。

2) リサイクル率向上に向けた取組みの推進

過去10ケ年のリサイクル率をみると、ここ1～2年は減少傾向にありますが、概ね18～20%前後で推移しています。平成22年度で比較しますと、永平寺町のリサイクル率は18.7%、福井県が18.8%、全国が20.8%となっており、福井県とほぼ同程度、全国に比べると下回っているのが現状です。また、永平寺町環境基本計画におけるリサイクル率の目標値は27.5%となっています。

永平寺町では、資源ごみの分別収集によりリサイクルを進めています。現在、アルミ、スチール、ペットボトルなど14品目の資源化をしていますが、廃食用油や小型電子機器等が未実施となっていますので、今後これらの実施の検討が課題としてあげられます。

3) ごみの収集・運搬体制の検討

現在、本町では可燃ごみとプラスチック製容器包装ごみはステーション方式、不燃ごみと資源ごみ(びん、空缶、ペットボトル等)、有害ごみは拠点回収方式、紙類の資源ごみは集団回収、粗大ごみは年2回の地区別方式を採用していますが、ごみの収集・運搬体制については、効率的でかつ公平な収集・運搬体制に適宜見直しを行い、ごみの減量化とリサイクル率の向上に資することが求められます。

Ⅲ ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

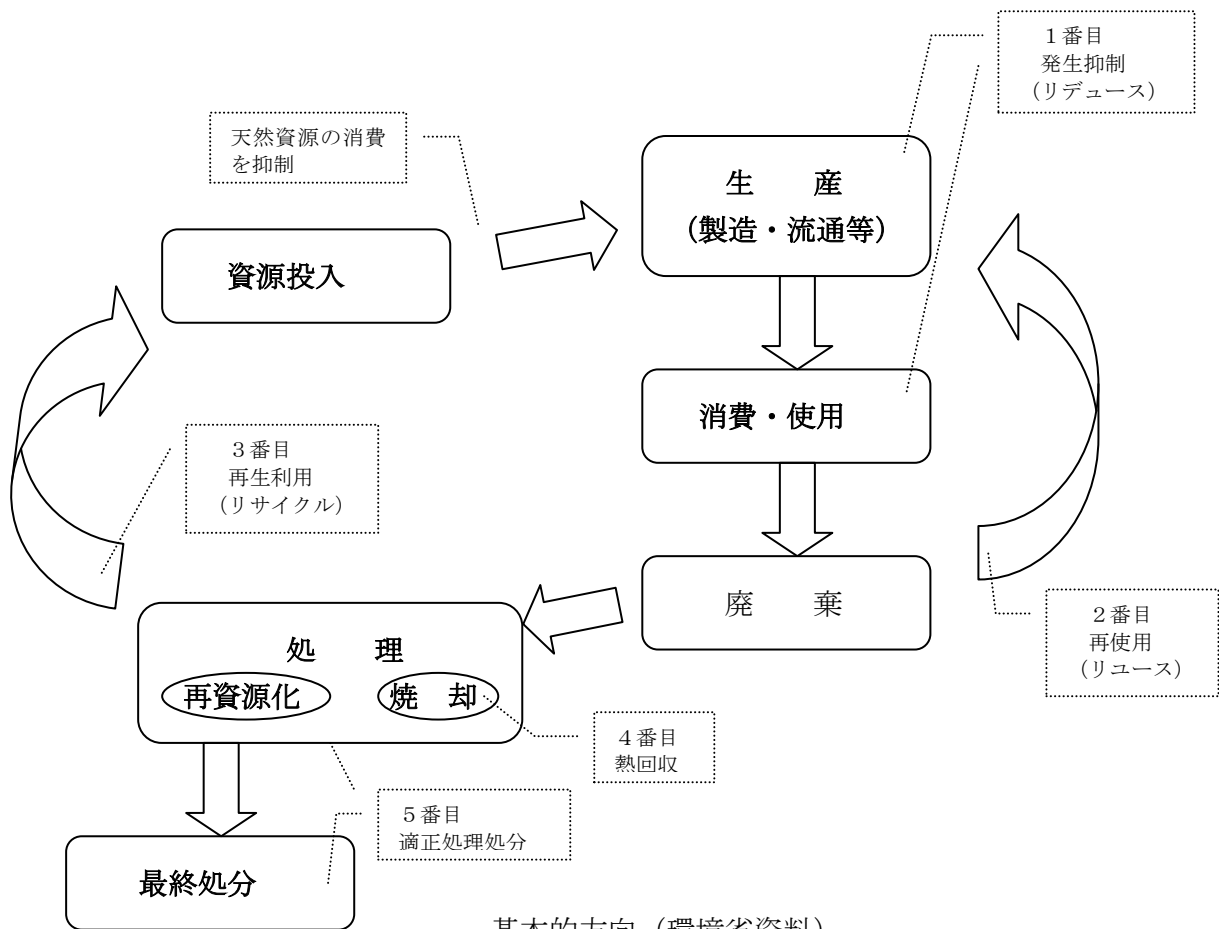
1). ごみ処理の基本的方向

持続的な発展が可能な社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態を改め、循環型社会へと転換する必要があります。

循環型社会とは、まずは製品等がごみとなることを抑制し、次に排出されたごみはできるだけ再使用、再生利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することが徹底されることにより実現される社会、天然資源が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

この循環型社会において、製品等が廃棄物となった場合の施策の優先順位は、循環型社会形成推進基本法において、第1に発生抑制（Reduce：リデュース）、第2に再使用（Reuse：リユース）、第3に再生利用（Recycle：リサイクル）し、第4に熱回収、最後に適正処分とされています。

本計画においても、循環型社会形成に向けたごみ処理の基本的方向として、この優先順位に従い、進めて行くものとします。



2). ごみ処理の基本方針

永平寺町におけるこれまでのごみ処理の現状や循環型社会の形成に向けた基本的方向を踏まえ、本計画では以下の3つの基本方針を定め、住民・事業者・町が協働してごみ処理に係わる取り組みを進めていきます。

基本方針 1	ごみの発生・排出を少なくする。
--------	-----------------

基本方針 2	ごみの再利用・有効活用を進める。
--------	------------------

基本方針 3	環境に配慮したごみ処理を行う。
--------	-----------------

第2節 総排出量および処理量等の予測値と目標値

現状の分別区分および処理体系に基づき総排出量（計画収集＋直接搬入＋集団回収）および処理量等の予測結果および目標値を以下に示します。

1). ごみ総排出量、リサイクル率、最終処分量の予測値と目標値

平成22年度を基準年度とする本町の平成34年度の目標値を設定します。

	平成23年度 実績	平成34年度 予測値	平成34年度 目標値
1人1日当たり排出量 (総排出量)	792g (5,666トン)	794g (5,465トン)	690g (4,749トン)
リサイクル率	17.7%	18.9%	29.2%
最終処分量	712トン	711トン	566トン

●人口について

永平寺町の人口は、出生率の低下並びに就労の場の不足などによる都市部への人口流出などを主な要因として毎年減少しています。このような自然動態及び社会動態は、今後とも続くものと考えられます。このため、永平寺町総合振興計画では、平成32年度における人口を18,993人と設定しています。

本計画においても総合振興計画との整合を図り、平成32年度において18,993人とします。また、平成32年度以降、本計画の目標年次までは、一定の減少率で減少するものとしてしました。

表3-1 行政区域内人口の推計

年度	人口(人)	年度	人口(人)
平成23年度	19,608	平成29年度	19,199
平成24年度	19,540	平成30年度	19,130
平成25年度	19,472	平成31年度	19,061
平成26年度	19,404	平成32年度	18,993
平成27年度	19,336	平成33年度	18,925
平成28年度	19,268	平成34年度	18,857

※1 平成23年度から平成32年度まで一定の割合で減少するものとして推計。また、平成32年度以降も同様の割合で減少するものとした。

●ごみの総排出量等について

過去 10 年間の実績から将来を予測しますと、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 794 g/人・日で一定に推移するものとします。これは、福井県廃棄物処理計画の平成 27 年度目標値 840 g/人・日をすでに上回っていますが、永平寺町環境基本計画の目標値である平成 28 年度で 690 g/人・日を目標とします。これは、福井県廃棄物処理計画の、予測値から 1 人 1 日当たり約 100 g の減量化を行うという考え方と合致します。

これら各年度の目標値に各年度の予測人口をかけると、ごみの総排出量の目標値となり平成 34 年度で 4,749 t とします。

図 3-1 一人 1 日当たりごみ排出量の予測と目標

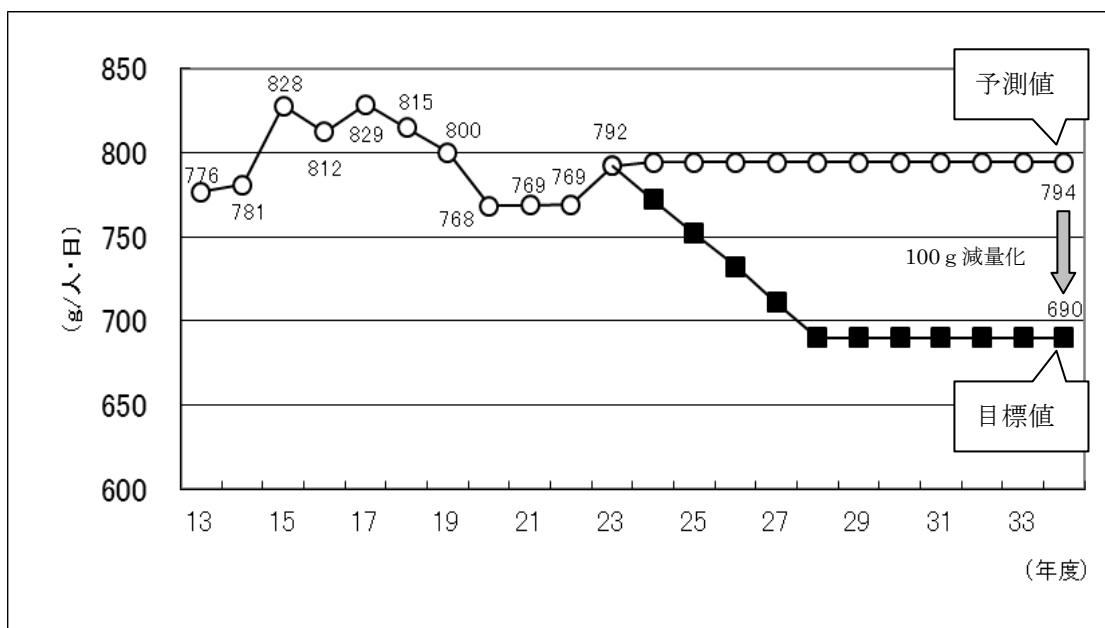
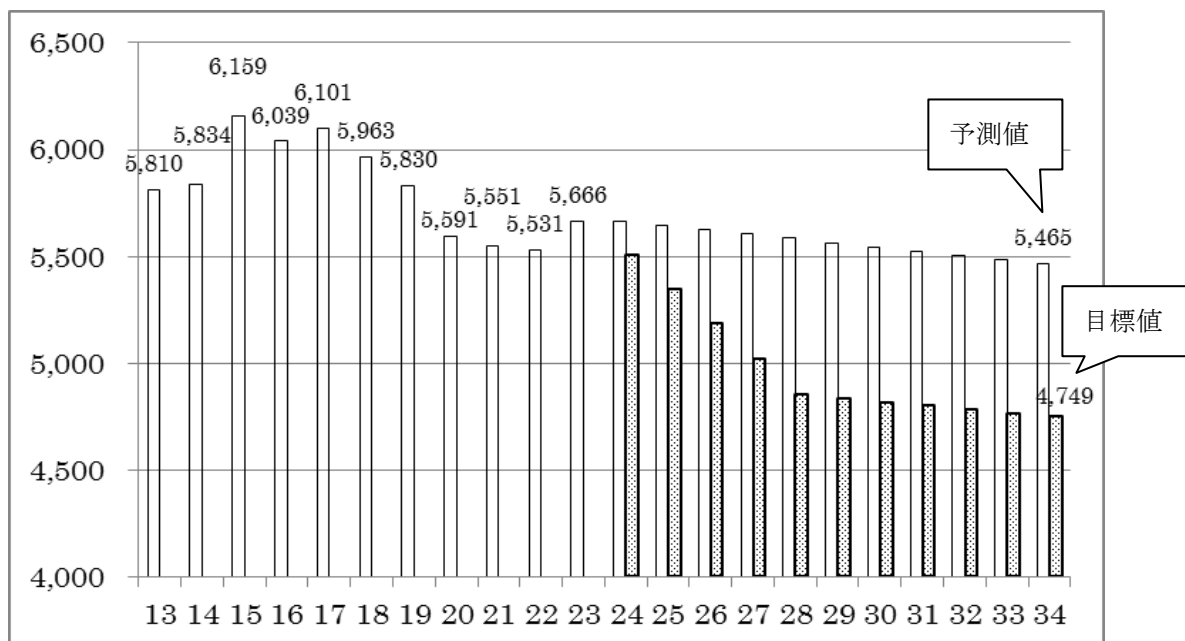


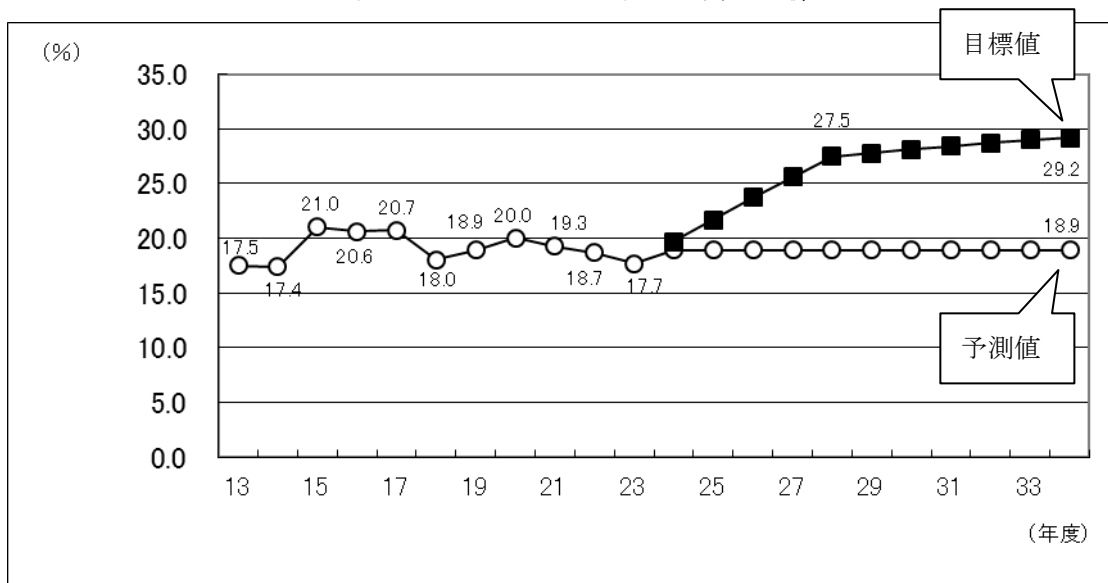
図 3-2 ごみ総排出量の予測と目標



●リサイクル率について

過去5年間の平均値18.9%でリサイクル率は一定に推移するものとして予測値とします。紙ごみの分別徹底による資源化量の増加や、廃油や剪定枝等の資源化など新たなリサイクルの実施により、まずは永平寺町環境基本計画の平成28年度で27.5%を目標とし、計画最終年度の平成34年度の目標値は29.2%とします。これは、福井県廃棄物処理計画の7年間で6.7%増という考え方を平成24年度からの10年間に置き換えたものです。

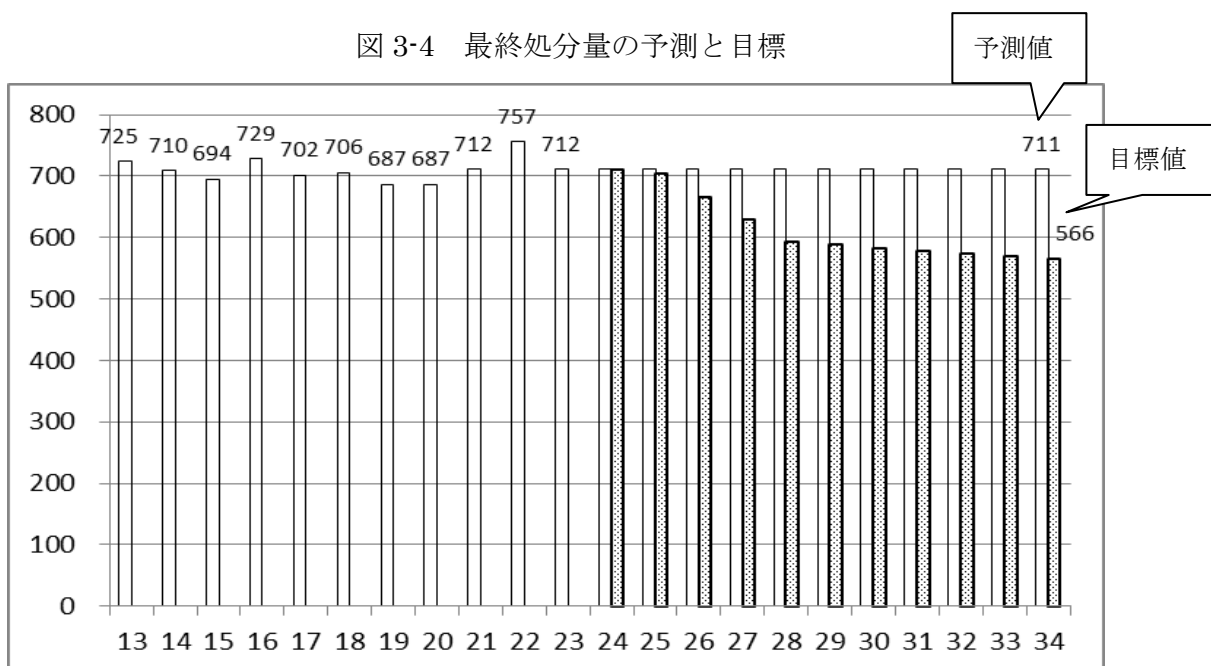
図3-3 リサイクル率の予測と目標



●最終処分量について

ごみの排出量を削減し、リサイクル率を向上させることにより、焼却灰や燃やせないごみなどの埋め立てられる最終処分量を、566 tまで減少させることを目標とします。

図3-4 最終処分量の予測と目標



第3節 ごみの減量化・再生利用計画

1). 減量化目標達成のための主体の役割

目標を達成するため、町民・事業者・町の三者が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要です。以下に各主体に求められる役割と具体的な取組みを示します。

【町民】

町民は自らがごみの排出者であり、環境へ負荷を与えていることを認識したうえで、ごみの排出抑制や減量化、適正処理への取り組みを行うことが望まれます。そのため、これまでの大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、商品等の買い物時、使用時及び廃棄時などの各段階において、排出抑制・再使用・再生利用を意識した取り組みを進めることにより、環境への負荷を低減する生活の実践を心がける必要があります。

また、町や地域のごみの排出抑制や資源化等の取り組みに積極的に参加・協力します。

表 3-2 町民の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨て製品の購入を自粛します。 ・ 過剰包装は辞退し、簡易包装を推進します。 ・ エコバック、マイバックを利用し、レジ袋を削減します。 ・ 詰め替え製品を購入します。 ・ 再使用や修理ができる製品を購入します。 ・ 購入した製品は、できる限り長期間使用します。 ・ レンタルやリース制度を利用します。 ・ リターナブルびんを使った商品を購入します。 ・ 食べ残しや廃棄食品をなくすよう、食生活を見直します。 ・ 生ごみ処理機、コンポスト容器を利用して、生ごみの減量・資源化を推進します。
ごみの再利用・有効活用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物の分別を徹底します。 ・ 集団資源回収へ参加します。 ・ フリーマーケット、不用品交換システムを活用します。 ・ 再生素材、未利用バイオマス資源から作られたリサイクル製品を購入します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出しルールを守ります。 ・ ごみの分別を徹底します。 ・ ごみステーションを管理します。 ・ ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。

【事業者】

事業者は、事業系ごみの排出者としてのごみの排出抑制、分別の徹底を行うとともに、事業活動に当たっては、使い捨て製品の販売・過剰包装の自粛、拡大生産者責任を踏まえた製品の長寿命化や使用済み製品の引き取りなどが期待されます。

また、環境マネジメントシステムなどの導入によって、事業活動における環境配慮行動の実践、消費者の発生抑制・再使用・再生利用に関する行動を促すような製品・サービスの提供のほか、消費者としてグリーン購入を実施するなどの取り組みが期待されます。

表 3-3 事業者の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	<ul style="list-style-type: none">・ 使い捨て製品の製造や販売を自粛します。・ 過剰包装を自粛し、簡易包装を推進します。・ エコバック、マイバック運動を展開し、レジ袋を削減します。・ 詰め替え製品、再使用や修理ができる製品の販売を促進します。・ 製品製造の過程における廃棄物の発生を少なくします。・ 生ごみを排出する事業所では、生ごみ処理機などを導入し、生ごみの減量・資源化を推進します。
ごみの再利用・有効活用を進める。	<ul style="list-style-type: none">・ 循環資源を原材料とする製品を販売・利用します。・ 製品が廃棄される時点で、リサイクルしやすい製品を開発・販売します。・ 使用済み製品や部品は、できる限り再使用します。・ スーパー等では、回収ボックスなどを設置します。・ ダンボール、発砲スチロールなどの梱包資材は、リサイクルします。・ 排出者として資源物を分別収集します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの分別を徹底します。・ ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。・ 事業所周辺や所有地を適正に管理し、不法投棄されないよう常に清掃及び整理整頓を心がけます。

【町】

町は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集や廃棄物処理施設の整備など一般廃棄物に関する発生抑制・再使用・再生利用及び適正処理を推進するとともに、事業者・消費者として、グリーン購入などに自らが率先して取り組みます。

また、町民や事業者へのごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施などにより、町民、事業者の取り組みを促進するとともに、連携して地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。

表 3-4 町の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。 ・ ごみの発生や排出を抑制するため、町民、事業者へ支援や情報提供を行います。特に、生ごみ処理機等のさらなる普及促進に努めます。 ・ 小売業者へ過剰包装の自粛要請と、消費者へのこれらの製品の購入自粛を啓発します。 ・ 小学生や中学生を対象に環境教育活動を行います。 ・ 環境に配慮されたグリーン製品の使用を推奨します。 ・ 自らが事業所としての役割を担います。
ごみの再利用・有効活用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団資源回収を支援します。 ・ 町民や事業者の意識を啓発します。 ・ 再利用等を行う事業者への支援を行います。 ・ ごみの分別区分や排出方法をまとめた「ごみ分別の手引き」を配布します。 ・ 分別収集した資源物の資源化を推進します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステーションに排出されたごみを収集・運搬します。 ・ 燃やせるごみ、燃やせないごみや粗大ごみを適正に処理します。 ・ 廃棄物の処理施設の維持管理に協力します。 ・ 監視パトロールを強化し、不法投棄を防止します。

2). 具体的な取り組み方策

①集団回収の促進

町内会やPTA・学校等が行う資源物の集団回収は、直接ごみの減量化につながるとともに廃棄物の循環的利用の促進となり、その活動を通じて環境意識の向上が期待できます。これまでも集団回収を促進するため回収量に応じて奨励金を交付してきましたが、今後も継続するとともに、紙製容器包装類やこれまで可燃ごみとして処分していた紙類についても資源としての回収に努めます。

また、集団資源回収の機会は年数回であることから、各地区に24時間体制で資源ごみの受け入れが可能な施設（エコステーション）の導入を検討します。

②生ごみの減量化・自家処理の推進

家庭から排出されるごみの中で、生ごみは重量的に大きな割合を占めることから、ごみの発生・排出抑制策の一つとして各家庭での生ごみの減量化対策は有効です。

家庭でできる生ごみの減量化対策には、廃棄食品や食べ残しを少なくすることによっ

て発生そのものを少なくすることが大切です。また、生ごみは多くの水分を含んでいることから、排出時に水切りを徹底することが減量化につながります。これらの実践に向けた啓発に努めます。

また、電気式生ごみ処理機やコンポスト容器により生ごみを自家処理し、家庭からの生ごみ排出削減に努めるとともに、生ごみ処理機の普及を推進するため、家族構成や生活様式にあった各種生ごみ処理機を展示し、使用方法や電力使用量等の情報とともに町の助成制度を紹介するなど、普及促進に向けて様々な取組みを工夫します。

また、地域や集合住宅、事業所等への大型生ごみ処理機の導入について検討します。

③教育・啓発活動

広報誌や地元説明会などを通じて、ごみの減量化の必要性や取組みによって得られる効果、実践事例の紹介などについて情報発信するとともに、町民や事業者の意識啓発を推進します。

特に、環境美化推進員の研修を充実させ、ごみ減量化、リサイクルの推進に向けた地域のリーダーとしての意識づけと継続的な取組みを推進します。

また、町民や小中学生を対象とした環境教育を実施し、資源のリサイクルや循環型地球環境社会の形成について意識啓発を図ります。

3). 分別収集システムの普及

分別区分、回収頻度を見直すとともに、循環型社会の形成に向けた分別収集システムの構築を目指します。現在18区分に細分化されていますが、今後は廃食油、紙製容器包装類、使用済小型電子機器類等の分別に向けて取り組むとともに、集団資源回収等をさらに推進し、リサイクル率の向上に努めます。

表 3-5 各分別品目の処理およびリサイクルの流れ

分別区分		処理施設等		処理内容またはリサイクル品	
可燃	可燃ごみ	清掃センター		焼却⇒最終処分場に埋立	
不燃	不燃	割れ物など	清掃センター	焼却⇒最終処分場に埋立	
		金属	清掃センター⇒精錬所 or 製鉄所	アルミ製品、鉄製品	
資源 ごみ	空き缶	アルミ	精錬所	アルミ製品	
		スチール類	製鉄所	鉄製品	
	びん類	白びん	清掃センター⇒ビンリサイクル工場	再生紙製品	
		茶びん			
		青緑びん	清掃センター⇒コンクリート製品工場		土木用資材
		黒びん			
	紙類	新聞	製紙工場	再生紙製品	
		ダンボール			
		雑誌・チラシ			
		紙パック			
	ペットボトル		ペットボトルリサイクル工場	再生繊維製品・内装材	
	プラスチック製容器包装類		プラスチックリサイクル工場	プラスチック原料	
	蛍光灯等		清掃センター⇒蛍光灯リサイクル工場	ガラス製品等	
有害 ごみ	乾電池類		清掃センター⇒乾電池リサイクル工場	鉄製品等	
	スプレー缶		清掃センター⇒製鉄所	鉄製品	
	使い捨てライター		清掃センター	焼却⇒最終処分場に埋立	
粗大 ごみ	粗大ごみ	可燃性	清掃センター	焼却⇒最終処分場に埋立	
		金属製	製鉄所	鉄製品	

IV 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画で検討した事項の普及を図るためには、町民、事業者の理解と協力が必要となります。このため、本計画で検討した内容については、以下の取組を通じて周知を図っていきます。

- 地元説明会等住民に対して直接説明の実施
- 町広報やホームページを通じた情報発信

第2節 計画の進行管理

本計画の内容を着実に推進していくため、以下に示すとおり、推進体制の整備を図るとともに、進行管理を行います。

1. 推進体制の整備

推進体制としては、基本的に永平寺町環境基本計画の推進体制を活用します。これによって、本計画が永平寺町環境基本計画の“禅の心”を取り入れた循環型社会に関連する部分の実行計画であることを明確に位置付け、町民・事業者・町の3者による協働の取組を進めます。また、町民による取組を強化するため、区長、環境美化推進員、各種関係団体との連携による普及を推進します。

2. 進行管理

進行管理は、本計画で定められている各目標値について、把握、評価していきます。これによって、計画の進捗状況を管理していくとともに、町民や事業者に対して広報誌などを通じて公表していきます。